

飯田商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「いきいき共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「いきいき共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「いきいき共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「いきいき共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「いきいき共済」から脱退するものとする。「いきいき共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき

(2) 会員事業所が「いきいき共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき

(3) 会員事業所が「いきいき共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(付則)

第1条 この規約は、平成19年9月1日より実施する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

<用語の定義>

- ・対象者：いきいき共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	・見舞金請求書 ・病院の診断書/入院証明書/領収書等入院の開始日及び終了日が記載された原本、またはその写しで給付対象となることが証明できる書類
事故通院見舞金	・見舞金請求書 ・病院の診断書/通院証明書/領収書等通院の開始日及び終了日が記載された原本、またはその写しで給付対象となることが証明できる書類
結婚祝金	・祝金請求書 ・戸籍簿本または住民票等結婚したことを証明できる書類の原本またはその写し
出産祝金	・祝金請求書 ・戸籍簿本または母子手帳等出生したことを証明できる書類の原本またはその写し

別表1 見舞金・祝金給付内容

<給付する場合>

● 病気入院見舞金

対象者が、効力発生日以後に発生した不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院を5日以上継続したとき、年(※)2回を限度として1口あたり日数にかかわらず一律5,000円を支給する。ただし、同一の疾病を直接の原因とする場合は年(※)1回を限度とする。

(※)年=保険期間：更新日11月1日～10月31日

(基準日は入院初日)

● 事故通院見舞金

対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して5日以上実通院をしたとき、年(※)2回を限度として、1口あたり日数にかかわらず一律5,000円を支給する。

(※)年=保険期間：更新日11月1日～10月31日

(基準日は初診日)

● 結婚祝金

効力発生日から対象者が結婚したとき、口数に関係なく一律10,000円を支給する。

● 出産祝金

効力発生日から対象者が出産したとき、口数に関係なく一律10,000円を支給する。